

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
11	学校給食費に係る児童手当からの特別徴収	文部科学省	1～40
50	海区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件の見直し	農林水産省	41～49

平成 30 年 10 月 9 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることについて(検討結果)

「児童手当における学校給食費の徴収権限の強化」の提案は、具体的には、地方公共団体による児童手当からの学校給食費の「特別徴収」*を可能とすること及び学校給食費の「強制徴収」を可能とすることを内容とするものである。これを受けて、「地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが閣議決定(平成 29 年 12 月 26 日)された。

同提案は、学校給食費の徴収事務を円滑化し、適切に徴収・管理業務を行うことにより、児童生徒に対して安定的に学校給食を提供し続けることのできる環境を確保することを目的とするものであると受けとめており、この点において、地方公共団体と国の目指すところは一致している。

このため、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で、これまで文部科学省において検討を行ってきたところ。

以下、3 項目に集約し、検討の結果を説明する。

*「特別徴収」と「強制徴収」は異なる法制度であり、児童手当において特別徴収の対象とする費用は、強制徴収が可能な債権として法律上に位置付けられていることが必要とされる。

1. 学校給食費の徴収状況

A. 全国的な状況

近年の全国的な学校給食費の徴収状況を把握するため、文部科学省において、平成 28 年度の全国的な傾向を調査した。

(1) 学校給食費の公会計処理の状況

地方公共団体の債権のうち強制徴収が可能な債権は、地方公共団体の歳入で地方税滞納処分の例により処分することができる旨が法律に規定されているものであり、かつ、督促を行った後、なお納付されないものである。(地方自治法第(昭和 22 年法律第 67 号) 231 条の 3 第 1 項、第 231 条の 3 第 3 項)

したがって、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とした場合にこれを行う地方公共団体は、学校給食費を歳入歳出予算に編入し執行し決算(公会計処理)する地方公共団体となる。(地方自治法第 210 条等)

学校給食費を公会計処理する市区町村の割合は 43%、公立小・中学校等の割合は約 40%である。

【資料 1】平成 28 年度における学校給食費の会計処理の状況

	公会計処理	私会計処理
A. 市区町村(1,729)	43.0%	57.0%
B. 公立小・中学校等(572)	39.7%	60.3%

(出典) A. 文部科学省調査。公会計処理は一部の学校で私会計処理を行う場合を含む。
B. 文部科学省「学校給食費の徴収状況に関する調査」。公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校を対象とする抽出調査(1/50抽出)。

(2) 学校給食費の未納率

平成 28 年度の学校給食費の未納率は 0.9%である。(徴収率は 99.1%。)

平成 21 年度以降の調査結果を踏まえると、未納率は微減傾向にある。

【資料 2】学校給食費を未納している児童生徒の割合(各年度末現在)

年度	未納率
平成 28 年度	0.9%
平成 24 年度	0.9%
平成 22 年度	1.0%
平成 21 年度	1.2%

(出典) 資料 1 の B と同様。

(3) 学校給食費未納の保護者へ実施した取組

未納の主な原因を「保護者としての責任感や規範意識の問題」とであると学校が認識した場合においてとった取組のうち、「自治体が保護者へ直接督促」した場合の効果は約 82%であり、学校が督促した場合よりも高い。さらに、「法的措置」を行った場合は、件数は少ないながらも、その効果は 100%である。

【資料 3】未納の保護者へ実施した取組

未納の主な原因が「保護者としての責任感や規範意識の問題」の場合

区 分	実施した取組(a)	効果のあった取組(b)	割合(b/a)
学校だより、給食だより、広報誌、PTA会合等での周知	70	27	38.6%
学校が電話・文書により保護者へ督促	167	101	60.5%
学校が面談や家庭訪問により保護者へ督促	118	80	67.8%
自治体が保護者へ直接督促	103	84	81.6%
法的措置	8	8	100.0%
その他	15	12	80.0%

(出典) 資料 1 の B と同様。

B. 提案団体及び追加提案団体の状況

地方公共団体の債権は、納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない。また、なお履行されないときは、強制徴収により徴収する債権を除き、裁判上の手続きをとらなければならない。（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 240 条第 2 項、地方自治法施行令第 171 条、第 171 条の 2）

このことを踏まえ、内閣府と文部科学省が共同し、提案団体と追加提案団体 13 団体における学校給食費の徴収状況を詳細に把握するため、平成 28 年度の状況を調査した。

(1) 裁判上の手続きの利用状況

提案団体及び追加提案団体において、平成 28 年度の学校給食費に係る債権について、裁判上の手続き（支払督促（裁判所書記官による）、民事調停、少額訴訟（民事訴訟）、通常訴訟（民事訴訟））の利用状況を調査したところ、公会計処理を行う 3 団体が支払督促を利用しており、その他の手続きは利用されていない。

【資料 4】学校給食費に係る債権について裁判上の手続きをとった団体数

会計処理	支払督促	民事調停	少額訴訟	通常訴訟
公会計（5 団体）	3 団体	0 団体	0 団体	0 団体
私会計（9 団体）	0 団体	0 団体	0 団体	0 団体

（注）公会計の 1 団体は、一部の学校が公会計であり、106/144 校（73.6%）は私会計。

(2) 支払督促等の具体的な状況

支払督促を利用した 3 団体について、支払督促を行った人数は 6～32 人であり、学校給食の提供を受けた児童生徒数の 0.3%未満である。

支払督促の効果がなかった人数は 0～11 人であり、同 0.1%未満である。強制執行は行われていない。

【資料 5】学校給食費に係る債権について支払督促を行った人数等

	団体 A	団体 B	団体 C
学校給食の提供を受けた児童生徒数	11,297 人 (100.0%)	10,456 人 (100.0%)	32,246 人 (100.0%)
支払督促を行った人数	32 人 (0.28%)	6 人 (0.06%)	6 人 (0.02%)
支払督促の効果がなかった人数	11 人 (0.1%)	0 人 (0.0%)	1 人 (0.003%)
強制執行を行った人数	0 人 (0.0%)	- -	0 人 (0.0%)

（注）団体 A の支払督促を行った人数は、平成 29 年度分の一部を含む。

(3) 未収金等の具体的な状況

学校給食費の未納者が1年分の学校給食費を未納と仮定し、支払督促を行った人数を用いて未収金を算出すると28万円～141万円であり、学校給食費調定額(学校給食費の納入義務者に対して納入の通知を行った総額)の0.3%未満である。また、支払督促の効果がなかった人数を用いて未収金を算出すると5万円～48万円であり、同0.1%未満である。

支払督促を行った人数に基づく未収金による、学校給食の提供を受けた児童生徒1人1回あたりの食材費の不足額を算出すると0.7円未満である。また、支払督促の効果がなかった人数に基づく未収金について同様に算出すると0.3円未満である

【資料6】学校給食費に係る未収金の額等

	団体A	団体B	団体C
学校給食の提供を受けた児童生徒数	11,297人	10,456人	32,246人
1回あたり学校給食費	242円	267円	248円
学校給食実施回数	182回	185回	186回
学校給食費調定額	5億2千万円 (100.0%)	5億5千万円 (100.0%)	15億1千万円 (100.0%)
支払督促を行った人数による未収金(a)	141万円 (0.27%)	30万円 (0.05%)	28万円 (0.02%)
支払督促の効果がなかった人数による未収金(b)	48万円 (0.09%)	0円 (0.0%)	5万円 (0.003%)
未収金aによる学校給食の提供を受けた児童生徒1人1回あたりの不足額	0.69円	0.16円	0.05円
未収金bによる学校給食の提供を受けた児童生徒1人1回あたりの不足額	0.23円	0円	0.008円

(4) 児童手当からの学校給食費等の徴収状況

児童手当法に基づき、市町村長は、児童手当の受給資格者が、当該児童手当の額を学校給食費の支払に充てる旨を申し出た場合には、児童手当の支払をする際に、申出に係る費用を徴収することができる。また、児童生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用も同様である。(児童手当法第21条第1項、同条第2項、児童手当法施行規則第12条の10第2項)

児童手当からの学校給食費の徴収は、公会計処理を行う3団体、私会計処理を行う3団体が行っている。

児童手当からの学用品の購入に要する費用の徴収は、私会計処理を行う2団体が行っている。

【資料7】児童手当から学校給食費等を徴収した団体数

児童手当から徴収した費用	公会計（5団体）	私会計（9団体）
学校給食費	3団体	3団体
学用品の購入に要する費用	0団体	2団体

(5)児童手当からの学校給食費等の具体的な徴収状況

公会計処理を行う3団体においては、児童手当から学校給食費を徴収した人数は18人～40人であり、学校給食の提供を受けた児童生徒数の約1%以下である。

学用品の購入に要する費用はいずれの団体も徴収していない。

私会計処理を行う3団体においては、児童手当から学校給食費を徴収した人数は29人～112人であり、学校給食の提供を受けた児童生徒数の0.7%以下である。

学用品の購入に要する費用を徴収した人数は0～89人である。

【資料8】公会計処理を行う団体で児童手当から学校給食費等を徴収した人数等

	団体B	団体C	団体D
学校給食の提供を受けた児童生徒数	10,456人 (100.0%)	32,246人 (100.0%)	3,696人 (100.0%)
児童手当から学校給食費を徴収した人数	18人 (0.17%)	20人 (0.06%)	40人 (1.08%)
児童手当から学用品の購入に要する費用を徴収した人数	0人	0人	0人

【資料9】私会計処理を行う団体で児童手当から学校給食費等を徴収した人数等

	団体F	団体G	団体H
学校給食の提供を受けた児童生徒数	13,119人 (100.0%)	8,543人 (100.0%)	40,616人 (100.0%)
児童手当から学校給食費を徴収した人数	29人 (0.2%)	62人 (0.7%)	112人 (0.3%)
児童手当から学用品の購入に要する費用を徴収した人数	25人	89人	0人

2. 法制度の立案に向けた検討

(1) 強制徴収の性質

地方公共団体による強制徴収は、わが国の民事法制が自力執行を原則禁止しているところ、地方税の滞納処分の例による処分、すなわち行政処分により債権の内容の実現を図るものであり、法律に規定することによって、特別に地方公共団体に自力執行を認めるものである。

また、地方税の滞納処分の例による処分とは、具体的には、個別法に定める督促を行った後、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に則って執行するものである（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 331 条第 3 項等）。この点、国税徴収の手続は、国税が「直接的には何らの反対給付なしに成立するものであり、原則として反対給付（資金の貸付けや物品の売買等）を前提として成立する私債権と異なる（国税の無対価性）ため、私債権に比べて履行されにくい」¹ことにより設けられている。また、国税徴収は、「大量性、反復性を有し、その徴収のために煩雑な手続を要求することが困難であることを考慮して、徴収職員に自力執行権が与えられている」²。

これらのことから、強制徴収は、裁判上の手続きが馴染みにくい場合や、債権の大量性、反復性がある場合に認めることが適当と考えられる。

また、国税徴収法に則った執行は、具体的には、財産調査（質問及び検査、搜索）や滞納処分（財産の差押え、換価、配当等）を行うものであるが、このうち、財産調査については、徴収職員に質問検査権が付与されており、その対象は、債務者当人のみならず、債務者の財産と関わりを有する関係者に広く及ぶことが認められている。

これにより、財産の差押えは、高度の確実性をもって実現することができるが、一方において、住民の財産や平穏な生活を脅かし侵害する恐れがある。

したがって、強制徴収は、その必要性や相当性が十分に認められる場合に認めることが適当と考えられる。

(2) 強制徴収が可能な債権に係る収入を見込む事業や業務の性質

現行において、地方公共団体の債権について強制徴収を可能としている法律（地方税の滞納処分の例により処分することができる歳入について規定する法律）を調査すると、強制徴収が可能な債権に係る収入を見込む事業や業務は、地方公共団体が実施することとされているものが多く、当該事業や業務は、地方公共団体に実施義務を課すことにより必ず実施しなければならない公共性や公的性質を有していることがわかる。

- 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

¹ 国税庁『国税徴収法(平成 30 年度版)』

² 同上

- 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）（★入院を要する未熟児の養育医療）
- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）
- 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

また、地方公共団体の債権について強制徴収を可能としている法律のうち、一部の法律では、強制徴収が可能な債権に係る収入を見込む事業や業務を、地方公共団体が実施することができることとされているが、いずれも、下記のとおり、国や地方公共団体が担わなければならない公共性や公的性質が認められる。

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（★）
障害児通所支援又は障害福祉サービスを必要とする保護者が、やむを得ない事由により、地方公共団体が支給する各種給付費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときに、地方公共団体が障害児通所支援又は障害福祉サービスを提供又は委託することができ、その費用を支弁することとされ、同費用を本人または扶養義務者から徴収することができるもの。（なお、同法に定められている保育事業は、地方公共団体に実施義務が課されている。）
- 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
国が執行することとされている原生自然環境保全地域に関する保全事業又は自然環境保全地域に関する保全事業の一部を地方公共団体が執行ことができ、その費用を負担することとされ、他の工事・行為の原因者や受益者から負担金を徴収することができるもの。
- 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）
地域再生計画について総理大臣の認定を受けた地方公共団体が、当該計画の一環として特定非営利活動法人等が行う地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、区域内において同活動から生ずる利益を受ける事業者から負担金を徴収することができるもの。

さらに、調査した法律のうち、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）は、特定地域内にある土地の所有者等であることを資格とする組合員によって土地改良区（法人）を設立し、定款に経費の分担に関する事項を定めて、土地改良事業を行うこととされ、これに準じて、市町村も土地改良事業を行うことができることとされている。

同法において、土地改良区は、各種徴収金について市町村に対し強制徴収を請求することができるが、市町村はこれを受けて強制徴収を行うことが定められている。また、市町村が土地改良事業を行う場合には、当該定めを準用し、徴収金を強制徴収することができることとされている。つまり、土地改良事業については、徴収金に係る債権について、強制徴収の執行者は地方公共団体に限られるものの、強制徴収の対象となる債権は、地方公共団体の債権に限られていない。

これらのことから、地方公共団体による強制徴収が可能な債権に係る収入が見込まれる事業や業務は、国や地方公共団体が主体となり実施しなければならない公共性や公的性質を有するものであり、また、一方において、地方公共団体ではない者が事業や業務の主体となる場合には、当該事業や業務が関係者間で明確に分割できない一体性を有し、これによって、負担と受益の関係が通常の反対給付の関係とは異なり、特定者の負担やその不履行が、他の関係者や広く住民の利害につながる性質を有するものであると言える。

さらに、地方公共団体ではない者が主体となる場合に見受けられる事業や業務の性質は、上記に掲げた国や地方公共団体が主体となる事業や業務の多く(★印以外)にも見受けられる。

(3) 地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることについて

以上に述べた強制徴収の性質及び強制徴収が可能な債権に係る収入を見込む事業・業務の性質を、学校給食の実施及び学校給食費の徴収に当てはめ検討する。

学校給食法は、学校給食の実施を学校設置者の努力義務とし、学校給食の実施に必要な経費について、施設・設備に要する経費及び人件費は学校設置者の負担とする一方、学校給食費は保護者の負担とすることを定めている。

この定めは、学校給食の実施に必要な経費の負担区分を定めたものに過ぎず、保護者に学校給食費の負担義務があるものではないと解されている。事実、学校給食費を保護者から徴収せず学校給食を実施している地方公共団体も存在する。また、同定めは、当然ながら、学校給食費の負担義務を地方公共団体に課すものでもない。

この現行制度に照らし、他の法律のように、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とするためには、学校給食の実施について、地方公共団体が実施しなければならない公共性や公的性質が認められる必要があると考えられる。

この点、学校給食の実施は、学校給食法制定時(昭和29年)から学校設置者の努力義務とされており、その根本には、学校給食は学校設置者と保護者との協力により円滑に実施され健全な発達をみることが期待されるものである、との同法立法の趣旨(普及奨励法として制定)がある。

同趣旨に基づき、現在、多くの学校について学校給食が実施されるに至っているが、これらは、地方分権の理念に則って、学校設置者である地方公共団体の意思により進められてきたものである。このため、児童生徒や保護者の意向を汲み、弁当持参としている学校もあり、また、食堂・購買の利用やこれらの併用なども行われている。これらは、学校給食の実施が学校設置者の努力義務とされていることにより可能となっているものであるが、同時に、児童生徒や保護者、学校設置者が、学校給食の実施に必ずしも依る必要なく、学校生活中の食事を選択し確保できる主体性と実施力を有していることを示している。

また、学校給食の実施は、児童生徒の健全な成長発達に資するものとして、児童生徒の利益となるものであることは確かであるが、学校給食法において、学校給食は「義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。」と定義されているように、専ら学校生活中の児童生徒に食事を提供することを目的とする。したがって、共に学校生活を送る教職員等には付随的に提供されるものの、たとえば、学校関係者である保護者や広く地域の住民に提供されるようなものではなく、受益者は限られ明確に特定される。

さらに、学校給食の実施に必要な経費のうち、施設・設備に要する経費及び人件費は、児童生徒や教職員等においてその負担を分割しづらいものとして、学校設置者が一体的に負担する必要性は見出される。しかしながら、個々の児童生徒が食する食事の食材費のみを構成する学校給食費は、反対給付の関係が明確で負担を区分できるものであり、負担がなければ提供しないことも許され、学校設置者が学校給食の実施に必要な経費を一体的に負った上で学校給食費を徴収することとしなければ学校給食が実施できないものではない。

一方、仮に、学校給食費について大量の債権が存在し、これに迅速に対応し可能な限り確実に徴収しなければ学校給食の実施が危ぶまれるような状況があれば、学校給食の提供を希望する児童生徒の利益を保護するため、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることに必要性や相当性は認めうると考えられる。(たとえば、主食や牛乳は各 50 円程度であり、そのいずれかの提供が困難な程度に学校給食費の未納者が多数存在する場合など。)

しかしながら、実状として、学校給食費の未納率は微減傾向にあり、未納者に対し裁判上の手続きをとっている件数も少なく、督促によってほとんどの債権への対応が済んでいる状況にある。また、未収金の額も、児童生徒 1 人 1 回あたりの給食に 1 円未満の影響を与える程度である。

以上のことから、学校給食の実施は、他の法律と比較し、地方公共団体に義務を課して実施しなければならないような公共性や公的性質を有するとまでは言えず、また、関係者や広く住民の受益につながるような性質も認められない。さらに、現に、学校給食費は学校給食の実施に必要な他の経費から区分して個々の保護者から徴収できているように、反対給付の関係が明確なものであり、かつ、大量の債権が反復的に生じている状況もなく、学校給食の実施が危ぶまれるような状況にもない。

これらのことから、学校給食費に係る債権は、一般の債権と異なる扱いをしなければならない十分な必要性や相当性が認められず、したがって、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることは困難である。

なお、児童手当法においては、児童手当から学校給食費と共に学用品の購入に要する費用を徴収することができることとされている。このため、今後、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることを改めて検討すべき状況が生じた場合には、併せて検討することが必要と考える。

3. 地方公共団体の提案を受けた取組について

学校給食費について、地方公共団体による強制徴収を可能とすることは困難であるが、地方公共団体における学校給食の安定的な実施のため、学校給食費の徴収・管理業務の円滑化を支援する取組を国において行うことは重要と考えており、下記の取組を進める。

文部科学省においては、地方公共団体における学校給食費の徴収・管理業務の改善・充実に資するよう、平成30年度において予算(1,800万円)を確保し、学校が行う学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体へ移行する(公会計処理とする)ことを前提としつつ、徴収・管理業務にまつわる課題の解決方法や効果等の事例を収集・分析し、ガイドラインを作成するための調査研究事業を目下実施している。

具体的には、下記の作業を進めている。

- ① 1,741市区町村に対してアンケート調査を実施。
- ② 他市区町村の参考となる取組を行っている様子が見受けられる市区町村を選定してヒアリングを実施。
- ③ ①②の結果を踏まえて、学校給食費の徴収・管理業務の円滑な実施に資するガイドラインを作成(来春頃を目途に取りまとめ)。

たとえば、これまでの調査により下記の課題や事例を把握しており、ガイドラインの作成やその周知を通じて、具体的な解決策を提示していく。

- ① 私会計処理から公会計処理に移行するために必要な業務が整理できない。
 - ➡ 予算措置、関係制度の改正、システムの導入、過去の債権の整理、保護者・教職員・学校給食調理場関係者・食材納入業者等との調整事項、スケジュール感などを整理し解説。
- ② 私会計処理から公会計処理に移行したことにより、未納率が高まった。
 - ➡ 公会計処理への移行に際し、口座引落しの実施回数の見直しなど徴収業務に係る詳細な手続きの工夫を行ったことにより、未納率の向上を防止した好事例を提示。
- ③ 公会計処理を行っている団体で、督促に応じない学校給食費の未納者がいるにもかかわらず、裁判上の手続きを行っていない。
 - ➡ 地方自治法に基づき、督促してもなお未納の者に対しては裁判上の手続きを採らなければならないことを周知。
 - ➡ 裁判上の手続きについて、とりうる手続きの種類や、具体的な段取り、必要な作業、留意点を分かりやすく解説。
- ④ 児童手当からの学校給食費の徴収が行われていない。
 - ➡ 児童手当法の該当規定を周知。
 - ➡ 児童生徒の入学時に、保護者に対して、卒業時まで継続的に児童手当から学校給食費を徴収可能であることを一斉周知し同意を得ている好事例を提示。

4. 補足

提案団体においては、支払督促を行っても効果のなかった者に対して強制執行の申立てを行っていない。その理由は、債務者の財産の所在が不明であるため、強制執行の申立書に必要な記載を行えないためであるとする。このため、提案団体は、強制徴収を執行する徴収職員に付与される質問検査権を得て、提案団体の徴税部局に問い合わせ債務者の勤務先を知ることにより、給与債権の差押えを行うことを望んでいる。

財産の所在を知るための手続きとしては、民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく財産開示手続があるが、その申立てに必要な債務名義として、支払督促については、仮執行宣言が付されてもこれを用いることができない制度となっている。

この点、法務省法制審議会民事執行法部会においては、平成 30 年 8 月 31 日に「民事執行法制の見直しに関する要綱案」を取りまとめ、公表している。

同要綱案においては、「財産開示手続の申立てに必要なとされる債務名義の種類（民事執行法第 197 条第 1 項柱書き）を見直し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要なとされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるようにするものとする」ことが提案されている。

今後、同提案が国会における審議を経て実現されれば、仮執行宣言付支払督促であっても、財産開示手続の申立てを行うことができ、これにより債務者の財産の状況を知り、より確実に強制執行の申立てができるようになるものと考えられる。

◆民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）

（実施決定）

第百九十七条 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本（債務名義が第二十二条第二号、第三号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。）を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

- 一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。
- 二 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

以上.

学校給食に関する基本的な規定について

学校給食の実施は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 4 条において、義務教育諸学校の設置者の努力義務とされている。この点、義務教育諸学校の設置者は、国立大学法人、地方公共団体、学校法人、構造改革特別区域法第 12 条に定める学校設置会社があるが、いずれの義務教育諸学校の設置者であっても、学校給食を実施しない判断も許容されている。

義務教育諸学校の設置者は、同法第 8 条に定める学校給食実施基準及び同法第 9 条に定める学校給食衛生管理基準に照らして、学校給食の実施に努めることとされている。前者は栄養の基準、後者は衛生管理及びこれに伴う施設の基準を内容とする告示であるが、いずれも望ましい基準であって、法律上、義務教育諸学校の設置者に遵守義務が課されているものではない。

学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）第 1 条は、学校給食を開設するときは、市町村立の学校にあっては直接に、私立学校にあっては都道府県知事を経由して、都道府県の教育委員会に届け出なければならないことを定めている。しかながら、上述のとおり、同法に定める学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準は、規制ないし義務の性質を持つものではないことから、どのような環境や実態において実施されているものを学校給食の実施というかは、実質的に、各学校設置者の判断に委ねられている。このため、上記の届出があったもののほか、届出を要さない国立大学法人及び都道府県が実施するものについても、学校給食とされる。

他方、学校給食の内容に関しては学校給食法施行規則（昭和 29 年文部省令第 24 号）第 1 条第 2 項に定めがあり、届出書に記載する「学校給食の区分」として、次の 3 種類が規定されている。いずれの区分を選択するかは、学校給食を実施する学校設置者の任意である。

- ・完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。
- ・補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等であるものをいう。
- ・ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいう。

学校給食の実施に必要な経費については、学校給食法第 11 条第 1 項及び学校給食法施行令第 2 条に基づき、施設・設備及び人件費に要する経費は義務教育諸学校の設置者、これら以外の経費は、同法第 11 条第 2 項に基づき、学校給食費として保護者の負担とされており、この保護者が負担する経費は食材費と解されている。

◆学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（学校給食実施基準）

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

（学校給食衛生管理基準）

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

◆学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）

（学校給食の開設及び廃止の届出）

第一条 学校給食法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する義務教育諸学校（以下「義務教育諸学校」という。）の設置者（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人並びに都道府県及び都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。）は、法第三条第一項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）を開設し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、市町村立の学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が設置する学校を含む。）にあつては直接に、私立学校にあつては都道府県知事を経由して、都道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならない。

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。
- 二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

◆学校給食法施行規則（昭和 29 年文部省令第 24 号）

第一条 学校給食法施行令（以下「令」という。）第一条に規定する学校給食の開設の届出は、学校ごとに次の各号に掲げる事項を記載した届出書をもつてしなければならない。

- 一 学校給食の実施人員
 - 二 完全給食、補食給食又はミルク給食の別（以下「学校給食の区分」という。）及び毎週の実施回数
 - 三 学校給食の運営のための職員組織
 - 四 学校給食の運営に要する経費及び維持の方法
 - 五 学校給食の開設の時期
- 2 完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。
 - 3 補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。
 - 4 ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいう。
 - 5 第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更が軽微なものである場合を除き、変更の事由及び時期を記載した書類を添えて、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
 - 6 都道府県の教育委員会は、第一項及び第五項に規定する届出に関し、届出書の様式その他必要な事項を定めることができる。

◆児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第二十一条 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴って必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）その他これに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（次項において「中学校修了前の児童」という。）に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

- 2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、児童福祉法第五十六条第七項各号又は第八項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し当該児童手当（同項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

第二十二条 市町村長は、児童福祉法第五十六条第二項の規定により費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）を徴収する場合又は同法第五十六条第七項若しくは第八項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第七条（第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が同法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）を支払うべき扶養義務者又は同法第五十六条第七項若しくは第八項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料（同条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）又は同法第五十六条第七項若しくは第八項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による徴収（以下この項において「特別徴収」という。）の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者（以下この項において「特別徴収対象者」という。）に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他内閣府令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。

◆児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第十二条の十 法第二十一条第一項及び第二項の規定による費用の支払の申出は、市町村長の定める日までに様式第十五号による申出書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2 法第二十一条第一項の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- 一 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園又は特別支援学校の幼稚部（第五号において「幼稚園等」という。）の保育料
- 三 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（第五号において「義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用
- 四 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用
- 五 その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用

◆地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（債権）

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

（督促）

第一百七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

第一百七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第一百七十一条の五の措置をとる場合又は第一百七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

◆国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）

（質問及び検査）

第四百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

◆地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

（市町村民税に係る滞納処分）

第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。
 - 3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。
 - 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
 - 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
 - 6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
 - 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

地方公共団体が地方税の滞納処分の例により処分することができる歳入について規定する法律

◆国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

（保険者）

第三条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（滞納処分）

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

◆介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

（保険者）

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

（滞納処分）

第一百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

◆高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

（後期高齢者医療）

第四十七条 後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

（広域連合の設立）

第四十八条 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

（特別会計）

第四十九条 後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（被保険者）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

一 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者

二 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

(広域連合の設立)

(滞納処分)

第百十三条 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の第三項に規定する法律で定める歳入とする。

◆母子保健法（昭和40年法律第141号）

(未熟児の訪問指導)

第十九条 市町村長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する。

(養育医療)

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五 移送

(費用の徴収)

第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

3 第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

◆児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十一条の六 市町村は、障害児通所支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉

サービス」という。)を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費(第五十六条の六第一項において「介護給付費等」という。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勸奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用
- 二 第二十一条の六の措置に要する費用
- 三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）
- 四 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県若しくは市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県若しくは市町村の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用
- 五 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村以外の者の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

（以下略）

第五十六条

- 2 第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第二号から第五号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
- 6 第一項又は第二項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 7 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
 - 一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定め

る額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)の合計額

- 二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同条第二項第二号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額(当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)の合計額から同条第四項において準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額(当該支払がなされなかつたときは、当該合計額)

◆子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

附 則

(保育所に係る委託費の支払等)

第六条 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

- 4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。
- 7 第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

◆下水道法(昭和33年法律第79号)

(管理)

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

(事業計画の策定)

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、

事業計画を定めなければならない。

(損傷負担金)

第十八条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(汚濁原因者負担金)

第十八条の二 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第六十二条第一項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者（過去の設置者を含む。）に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

(工事負担金)

第十九条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(準用規定)

(管理)

第二十五条の十 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。

第二十五条の十八 第七条から第八条まで、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

- 2 第七条から第八条まで、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、第二十二條から第二十三條の二まで及び第二十五條の規定は、雨水流域下水道について準用する。

◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十八において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

◆港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

（定義）

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

（設立等）

第四条 現に当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体、従来当該港湾において港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体又は予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、定款を定め、港務局を設立することができる。

（定款）

第六条 港務局の定款には、左の事項を記載しなければならない。

九 港務局を組織する地方公共団体の出資又は経費の分担に関する事項

（業務）

第十二条 港務局は、次の業務を行う。

- 一 港湾計画を作成すること。
 - 二 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。）。
 - 三 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全のため必要な港湾施設（第十一号の三に掲げる施設以外の廃棄物処理施設を除く。）の建設及び改良に関する港湾工事をすること。
- 三の二 前号に掲げるもののほか、港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立て、盛土、整地等による土地の造成又は整備を行うこと。

- 四 委託により、国又は地方公共団体の所有に属する港湾施設（港湾の運営に必要な土地を含む。）であつて一般公衆の利用に供するものを管理すること。
- 四の二 水域施設の使用に関し必要な規制を行うこと。
- 五 一般公衆の利用に供する係留施設のうち一般公衆の利便を増進するため必要なものを自ら運営し、及びこれを利用する船舶に対し係留場所の指定その他使用に関し必要な規制を行うこと。
- 五の二 港湾区域内における入港船又は出港船から入港届又は出港届を受理すること。
- 六 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
- 七 港湾の開発、利用及び保全のため必要な調査研究及び統計資料の作成を行い、並びに当該港湾の利用を宣伝すること。
- 八 船舶に対する給水、離着岸の補助、船舶の廃油の処理その他船舶に対する役務が、他の者によつて適當かつ十分に提供されない場合において、これらの役務を提供すること。
- 九 港務局が管理する港湾施設で、一般公衆の利用に供することを要せず、又は自ら運営することを適當としないものを貸し付けること。
- 十 港務局が管理する上屋、荷役機械等の港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制すること。
- 十一 港湾運営に必要な役務の提供をあつせんすること。
- 十一の二 前号に掲げるもののほか、港湾区域及び臨港地区内における貨物の積卸し、保管、荷さばき及び運送の改善についてあつせんすること。
- 十一の三 廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設（船舶若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十号に規定する海洋施設において生じた廃棄物（同法第四十四条に規定する廃有害液体物質等を含む。）又は第二号に掲げる業務の実施その他海洋における汚染の防除により収集された廃棄物の処理のための施設で廃棄物埋立護岸以外のものをいう。以下同じ。）、廃油処理施設（同法第三条第十四号に規定する廃油処理施設をいう。）及び排出ガス処理施設（同法第四十四条に規定する排出ガス処理施設をいう。）を管理運営すること。
- 十二 船舶乗組員又は港湾における労働者の休泊所等これらの者の福利厚生を増進するための施設を設置し、又は管理すること。
- 十三 港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。
- 十四 その他前各号の業務を行うため必要な業務（出資）

第二十八条 港務局を組織する地方公共団体以外の者は、当該港務局に出資することができない。

(財務原則)

第二十九条 港務局がその業務を行うために要する経費（港湾工事に要する経費を除く。）は、その管理する港湾施設等の使用料及び賃貸料並びに港務局の提供する給水等の役務の料金その他港湾の管理運営に伴う収入をもつて、まかなわなければならない。

(港湾管理者としての地方公共団体の決定等)

第三十三条 関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項若しくは第三項の地方公共団体を設立することができる。港務局の設立されている港湾において、当該港務局が定款の定めるところにより解散しようとする場合も同様である。

(業務)

第三十四条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第十二条及び第十三条の規定を準用する。

(港湾区域内の工事等の許可)

第三十七条

4 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内水域等に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。ただし、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。

5 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、詐偽その他不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

6 第四項の占用料、土砂採取料又は前項の過怠金は、当該港湾管理者の収入に帰属するものとする。

(原因者の負担)

第四十三条の三 港湾管理者は、港湾管理者以外の者の行う工事又は行為により必要を生じた港湾工事の費用については、その必要を生じさせた限度において、その必要を生じさせた者に費用の全部又は一部を負担させることができる。

(受益者の負担)

第四十三条の四 港湾工事によつて著しく利益を受ける者があるときは、港湾管理者は、その者に、その利益を受ける限度において、その港湾工事の費用の一部を負担させることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(港湾環境整備負担金)

第四十三条の五 国土交通大臣又は港湾管理者は、その実施する港湾工事（国土交通大臣の実施する港湾工事にあつては、港湾施設を建設し、又は改良するものに限る。）で、港湾の環境を整備し、又は保全することを目的とするもの（公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する公害防止事業であるものを除く。）が、港湾区域又は臨港地区内にある工場又は事業場についてその環境を保全し、又はその立地若しくはその事業活動に伴う当該工場若しくは事業場の周辺地域の生活環境の悪化を防止し、若しくは軽減することに資するときは、政令で定める基準に従い、国土交通大臣にあつては国土交通省令で、港湾管理者にあつては条例で、当該工場又は事業場に係る事業者に、当該港湾工事に要する費用の一部を負担させることができる。

（港湾管理者の料金）

第四十四条 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金（次条第一項の入港料を除く。）を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも三十日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

6 港務局は、第十二条の二の規程の定めるところにより、詐偽その他不正の行為により第一項の料金の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

（入港料）

第四十四条の二 港湾管理者は、当該港湾に入港する船舶から、当該港湾の利用につき入港料を徴収することができる。ただし、警備救難に従事する船舶、海象又は気象の観測に従事する船舶、漁業監視船その他政令で定める船舶については、入港料を徴収することができない。

（滞納処分）

第四十四条の三 地方自治法第二百三十一条の三第一項、第二項及び第三項前段の規定は、入港料その他の料金、過怠金その他港務局の収入に関して準用する。この場合において、同条第二項中「条例」とあるのは「港湾法第十二条の二の規程」と読み替えるものとする。

◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

◆漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）

（漁港管理者の決定）

第二十五条 次の各号に掲げる漁港の漁港管理者は、当該各号に定める地方公共団体とする。

- 一 第一種漁港であつてその所在地が一の市町村に限られるもの 当該漁港の所在地の市町村
 - 二 第一種漁港以外の漁港であつてその所在地が一の都道府県に限られるもの 当該漁港の所在地の都道府県
 - 三 前二号に掲げる漁港以外の漁港 農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経て定める基準に従い、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該漁港の所在地の地方公共団体のうちから告示で指定する一の地方公共団体
- 2 前項の規定にかかわらず、漁港の所在地の地方公共団体は、水産政策審議会の議を経て農林水産省令で定める基準に従い、協議して、当該地方公共団体のうち一の地方公共団体を当該漁港の漁港管理者として選定し、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出ることができる。これを変更しようとするときも、同様である。
- 3 農林水産大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、同項の規定により選定された漁港管理者を告示する。

（漁港管理者の職責）

第二十六条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

（利用の対価の徴収）

第三十五条 漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等その利用の対価を徴収することができる。

（監督処分）

第三十九条の二

10 第四項から第七項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第四項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

（土砂採取料及び占用料）

第三十九条の五 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域（漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について第三十九条第一項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第四項に規定する者については、この限りでない。

2 漁港管理者は、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を

免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

- 3 第一項の土砂採取料及び占用料並びに前項の過怠金は、当該漁港管理者の収入とする。

◇地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

◆河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

（河川管理者）

第七条 この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

- 2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認め、指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

（河川の管理に要する費用の負担原則）

第五十九条 河川の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、一級河川に係るものにあつては国、二級河川に係るものにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。

第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

（附帯工事に要する費用）

第六十八条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十六条第一項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第三十七条の二、第五十八条の十三、第九十五条及び第九十九条第二項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第五十九条、第六十条第二項前段及び第六十五条の二第一項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(河川管理者以外の者が行なう工事等に要する費用)

第六十九条 第二十条の規定により河川管理者以外の者が行なう河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該河川工事又は河川の維持を行なう者が負担しなければならない。

(受益者負担金)

第七十条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。

(特別水利使用者負担金)

第七十条の二 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によつて生ずる公害を除却し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占用する者（以下この条において「特別水利使用者」という。）に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの（河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。）に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。

(負担金の帰属)

第七十二条 第六十七条、第六十八条第二項、第七十条第一項、第七十条の二第一項又は第七十五条第九項の規定に基づく負担金は、国土交通大臣が負担させるものにあつては国、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統括する都道府県の収入とする。

(義務の履行のために要する費用)

第七十三条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

(強制徴収)

第七十四条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

3 河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限まで

にその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

- 5 河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

(河川管理者の監督処分)

第七十五条

- 9 第三項から第六項までに規定する工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

◆自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）

(原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第十六条 原生自然環境保全地域に関する保全事業（原生自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。以下同じ。）は、国が執行する。

- 2 地方公共団体は、環境大臣に協議して、原生自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

(自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第二十四条 自然環境保全地域に関する保全事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。以下同じ。）は、国が執行する。

- 2 地方公共団体は、環境大臣に協議して、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

(保全事業の執行に要する費用)

第三十六条 保全事業（原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業をいう。以下同じ。）の執行に要する費用は、その保全事業を執行する者の負担とする。

(原因者負担)

第三十七条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により保全事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その保全事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(受益者負担)

第三十八条 国又は地方公共団体は、保全事業の執行により著しく利益を受ける者があつた場合においては、その者に、その受益の限度において、その保全事業の執行に要す

る費用の一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

第三十九条 前二条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関して必要な事項は、政令又は条例で定める。

(負担金の強制徴収)

第四十条 第三十七条又は第三十八条の規定による負担金を納付しない者があるときは、環境大臣又は当該地方公共団体の長は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、環境大臣は環境省令で定めるところにより、当該地方公共団体の長は条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 環境大臣又は地方公共団体の長は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該負担金が国の収入となる場合にあつては国税の、地方公共団体の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

◆地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

六 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であつて当該地域の来訪者又は滞在者（以下この号及び第十七条の七第四項において「来訪者等」という。）の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域において、当該地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もつて当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であつて特定非営利活動法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社をいう。以下この号において同じ。）が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの（以下「地域来訪者等利便増進

活動」という。)に必要な経費の財源に充てるため、地域来訪者等利便増進活動が実施される区域内において当該地域来訪者等利便増進活動により生ずる利益を受け、事業者から市町村が負担金を徴収し、当該地域来訪者等利便増進活動を実施する特定非営利活動法人等(以下「地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。)に対して交付金を交付する事業に関する事項

イ 来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動

ロ 来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動

15 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 地域再生基本方針に適合するものであること。

二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(負担金の徴収)

第十七条の八 認定市町村は、認定地域来訪者等利便増進活動計画(前条第十三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に基づき認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができる。

2 前項の場合において、その受益事業者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法については、認定市町村の条例で定める。

3 第一項の負担金(以下単に「負担金」という。)を納付しない受益事業者があるときは、認定市町村は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、認定市町村は、条例で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 督促を受けた受益事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、認定市町村は、地方税の滞納処分の例により、負担金及び前項の延滞金(以下この条において単に「延滞金」という。)を徴収することができる。

この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 延滞金は、負担金に先立つものとする。

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

8 負担金及び延滞金の収納の事務については、収入の確保並びに当該負担金及び延滞金の徴収を受ける受益事業者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令

で定めるところにより、私人に委託することができる。

(交付金の交付等)

第十七条の九 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

◆土地改良法（昭和24年法律第195号）

(土地改良事業に参加する資格)

第三条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者

二 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者

三 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

四 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、その者、その他の場合にあつては、その所有者

(組合員)

第十一条 土地改良区の地区内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。

(設立費用の負担)

第十二条 土地改良区の設立に関する費用は、その土地改良区の負担とする。但し、土地改良区が成立しなかつた場合には、その費用は、その設立を申請した者の負担とする。

(土地改良区の法人格)

第十三条 土地改良区は、法人とする。

(名称独占)

第十四条 土地改良区は、その名称中に土地改良区という文字を用いなければならない。

2 土地改良区でないものは、その名称中に土地改良区という文字を用いてはならない。

(土地改良区の事業)

第十五条 土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うものとする。

2 土地改良区は、前項の土地改良事業に附随する事業（第五十七条の四第一項に規定する事業を含む。以下同じ。）を行うことができる。

（定款）

第十六条 土地改良区の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び認可番号
- 二 地区
- 三 事業
- 四 事務所の所在地
- 五 経費の分担に関する事項
- 六 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙に関する事項
- 七 事業年度
- 八 公告の方法

2 事業年度については、農林水産省令で定める。

（経費の賦課）

第三十六条 土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費（第九十条第四項（第九十一条第四項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第八項又は第九十一条第五項の規定により徴収される金銭を含む。）に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。

3 土地改良区は、その地区を変更する場合において、新たに編入される土地があるときは、第一項に規定するもののほか、定款の定めるところにより、その土地について加入金を徴収することができる。

（特別徴収金）

第三十六条の二 土地改良区は、政令の定めるところにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から前条第一項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができる。

2 土地改良区は、定款の定めるところにより、第九十条の二第二項、第五項若しくは第七項又は第九十一条の二第二項若しくは第五項において準用する第九十条第四項の規定により徴収される金銭に充てるため、その徴収の原因となつた行為をした組合員から、その徴収される金銭のうちその者に係る部分の額を徴収することができる。

(過怠金)

第三十七条 土地改良区は、定款の定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

(賦課金等の徴収の委任)

第三十八条 土地改良区は、政令の定めるところにより、市町村に対し、第三十六条第一項、第三項若しくは第八項又は第三十六条の二の規定により徴収すべき金銭、第四十二条第二項の規定による決済により徴収すべき金銭、第五十三条の八第二項の規定により徴収すべき金銭、同条第三項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画又は交換分合計画において定める清算金(第八十九条の二第十三項の規定により徴収すべき仮清算金等を含む。以下次条までにおいて「賦課金等」と総称する。)並びに賦課金等に係る延滞金並びにその延滞金以外の前条の過怠金の徴収を委任することができる。

(賦課金等の徴収)

第三十九条 土地改良区は、賦課金等若しくはこれに係る延滞金又はその延滞金以外の第三十七条の過怠金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 土地改良区は、夫役現品の賦課を受けて定期内にその履行をせず、且つ、夫役現品に代るべき金銭を納付しない者がある場合又は夫役現品若しくはこれに代るべき金銭に係る延滞金を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。この場合において、当該夫役又は現品の必要が既になくなつているときその他特別の事情があるときは、当該夫役又は現品に代るべき金銭につき、期限を指定してその納付を請求しなければならない。
- 3 土地改良区は、前二項の規定による督促又は請求をした場合において、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求で指定する期限までにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対し、その徴収(夫役又は現品については、これに代るべき金銭の徴収)を請求することができる。
- 4 市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
- 5 市町村が第三項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合には、理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができる。
- 6 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を当該市町村に通知しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税及び地方税の例による。
- 8 第一項又は第二項の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第五十三条の二の三 土地改良区は、換地計画を定める前に、前条第一項前段の規定による申出又は同意に係る土地（その土地について同項後段に規定する者があるときは、同項後段の規定によるこれらの者の同意を得たものに限る。）を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定することができる。

2 前項の規定による指定については、第五十三条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「同項に規定する同意」とあるのは、「第五十三条の二の二第一項の規定による申出又は同意」と読み替えるものとする。

3 土地改良区は、第一項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、前条第二項に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の支払の方法に準ずる方法により支払うことができる。

（一時利用地の指定等に伴う補償等）

第五十三条の八

2 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 土地改良区は、第五十三条の五第一項の規定により一時利用地を指定した場合又は第五十三条の六第一項の規定により同項に規定する従前の土地の全部若しくは一部につき使用し及び収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、第五十三条第二項又は第五十三条の二の二第二項（第五十三条の三第三項及び第五十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。）に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は支払いの方法に準ずる方法により徴収し又は支払うことができる。

（清算金の徴収及び支払い）

第五十四条の三 土地改良区は、第五十四条第四項の規定による公告があつた場合には、前条第四項の規定により確定した清算金を徴収し、又は支払わなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第五十三条の二の三第三項の規定により支払つた仮清算金又は第五十三条の八第三項の規定により徴収し、若しくは支払つた仮清算金の額との間に差額があるときは、その差額に相当する額の金銭を徴収し、又は支払わなければならない。

（土地改良事業の開始）

第九十六条の二 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

（準用規定）

第九十六条の四 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第一項、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、

条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、第八十七条の五、第八十八条第十九項及び第二十項、第九十条第四項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、並びに第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第四項中「組合員」とあるのは「第一項に規定する者」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したものと、第六十四条中「第百十三条の三第二項」とあるのは「第百十三条の三第三項」と、第八十七条の四第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第七条第三項」とあるのは「第七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条の五第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二から第九十六条の四まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第八十八条第十九項中「第八条第二項」とあるのは「第七条第五項及び第六項、第八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七条の四第二項」と、「同条第二項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限

る。)がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第二十項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三項又は前二項」とあるのは「同項」と、「手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

改革の方向性	改革の具体的内容
<p>0. 総論</p> <p>水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指す</p>	<p>水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを旨とし、必要な法整備等を速やかに行う。 なお、法整備等に当たっては、水産業は我が国領海・排他的経済水域を保全する上でも重要な機能を果たしており、このような国境監視機能を始めとする機能を適正に発揮させることにも十分留意するものとする。</p>
<p>1. 漁業の成長産業化に向けた水産資源管理</p> <p>1 A 漁業の基礎は水産資源であり、資源を維持・回復し適切に管理することが必須。 資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とす。 ・ 資源調査を抜本的に拡充し、国際水準の資源評価を実施する。その成果を活用して、我が国周辺水域の適切な資源管理のための関係国との協議を進める。 ・ 主要資源については、アウトプット・コントロールを基本に、インプット・コントロール、テクニカル・コントロールを組み合わせて資源管理を実施する。 ・ アウトプット・コントロールについては、漁業の実態を踏まえつつ、可能な限りIQ方式を活用する。</p>	<p>1 新たな資源管理システムの構築</p> <p>漁業の成長産業化のためには、基礎となる資源を維持・回復し、適切に管理することが必須である。このため、資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする観点から、以下のとおり見直す。 また、我が国EJZ内の取組の強化と並行して、関係国と共通に利用する水産資源については、二国間協定・地域漁業管理機関など国際的な枠組みを通じて資源管理を徹底するとともに、漁業取締体制を強化する。</p> <p>① 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを旨とする。このため、生産量の多い魚種・資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかにカバーした上で、都道府県から要請のあった魚種についても、順次対象に追加する。 また、調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。</p> <p>② 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量(MSY)の概念をベースとする方式に変更し、最大持続生産量(MSY)は、最新の科学的知見に基づいて設定する。 このため、国全体としての資源管理指針を定めることを法制化し、この指針において、資源評価のできている主要魚種について、順次資源管理目標として、次の2つの基準を設定する。 ア 回復・維持を目指す水準としての「目標管理基準」(最大持続生産量(MSY)が得られる資源水準) イ 乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」(これを下回った場合、原則として10年以内に「目標管理基準」を回復するための資源再建計画を立てて実行する。)</p>

- ③ 「目標管理基準」の維持・段階的回復を旨として、国は毎年度の漁獲可能量（TAC）を設定する。TAC対象魚種は、漁業種別・海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ペースで8割をTAC対象に取り込む。
- ④ 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当（IQ）を導入する。IQの導入に当たっては、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合（%）を割当てする方式とする（IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定することになる。）資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。
- ⑤ IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当てを受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。
- ⑥ また、IQだけでは、資源管理の実効性が十分確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。
- ⑦ TAC対象魚種全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。逐次漁獲量を集計し、資源管理上必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。
- ⑧ IQ超過については、罰則・IQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティ措置を講ずる。
- ⑨ 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。
- ⑩ 新たな資源管理措置への移行に伴い、減船や体漁措置などが必要となると考えられ、これについては、円滑な移行を確保する観点から、必要な支援を行う。
- ⑪ 新たな資源管理措置の下で、適切な資源管理等に取り組み漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。

1 B
栽培漁業については、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化する。

種苗生産・放流・育成管理等については、資源管理の一環として実施するものであることを踏まえ、以下のとおり、効果のあるものを見極めた上で重点化する。

- ① 従来実施してきた事業については、資源評価を行い、事業の資源造成効果を検証する。検証の結果、資源造成の目的を達成したものは実施しないものは実施しないこととする。
- ② 資源造成効果の高い手法や対象魚種については、今後も事業を実施するが、その際、国は広域魚種を対象として必要な技術開発・実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。

2. 水産物の流通構造

世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るには、輸出を視野に入れた、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。

品質・衛生管理の強化、情報通信技術等の活用、産地市場の統合・重点化、新たな販路の拡大、トレーサビリティの充実などの流通改革を進める。

2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。
このため、以下のとおり、流通改革を進める。

- ① 水産物流通についても、農産物流通と同様、マーケットインの発想に基づき、
 アイウエオ
 物流の効率化（加工業者との連携による低コスト化・高付加価値化等）
 情報通信技術等の活用（取引の電子化、A I ・ I C T を活用した選別・加工技術の導入等）
 品質・衛生管理の強化（新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設の H A C C P 対応等）
 国内外の需要への対応（輸出の戦略的拡大等）
 等を強力に進める。
- ② 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、これとの関係で、漁港機能の再編・集約化や水揚漁港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイドの流通拠点の確保を進める。
- ③ 資源管理の徹底と I U U （違法・無報告）漁業の撲滅を図り、また、輸出を促進する等の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするとともに、I C T 等を最大限活用し、トレーサビリティの取組を推進する。
- ④ また、漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給の状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船・漁網等の主要資材の調達先・調達方法等の見直し等を進める。

3. 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備

- 3 A 遠洋・沖合漁業については、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化に繋がる漁業許可制度とする。
- ・ 資源管理方法の変更と関連して、I Q が割り当てられている漁船については、トン数制限等のインプット・コントロール等に関する規制を見直す。
 - ・ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。
 - ・ 漁業許可については、資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い者の更新を前提としつつ、新規参入が進みややすい仕組みを検討する。

- 3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し
- 適切な資源管理システムの導入と関連して、沖合・遠洋漁業の生産性の向上・国際競争力の強化につながるよう、漁業許可制度を以下のとおり見直す。
- ① T A C 対象魚種など主要資源の管理を適切に進めていく観点から、現行の漁業許可の4区分を大臣許可漁業と知事許可漁業の2区分に整理する。
これに併せて、試験開発操業の一層の活用等により、新たな漁法等の積極的な導入を促す。
 - ② I Q の導入など条件の整った漁業種類については、インプット・コントロール等に関する規制を抜本的に見直し、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する。
なお、I Q だけではカバーできない資源管理上の規制（操業区域、操業期間、体長制限など）は、必要に応じ活用する。
 - ③ 漁船の譲渡等に際しては、承継者に許可を行い、同時にI Q も移転することとする。
 - ④ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。
 - ⑤ 資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い漁業者が遠洋・沖合漁業を担う漁業構造にしていくため、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性が著しく低い漁業者に対しては、改善勧告・許可の取消しを行う。
 - ⑥ 大臣許可漁業に関し、許可を受けた漁業者の廃業などの場合に、随時、新規許可（それぞれ期限を設定）を行う制度とし、一斉更新制度（一定の時期に全ての許可の期限を終了させ、新たに許可を出す制度）は廃止する。
 - ⑦ 漁獲報告の迅速化・報告内容の正確性の向上を図るため、漁獲報告の電子化・V M S の備付けの義務化を行う。
 - ⑧ これらと併せて、安全性を確保しつつ、漁船に関する制度などについても、沖合・遠洋漁業の生産性の向上・国際競争力の強化の観点から検討する。

3 B 養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとする。

特に、養殖については、国際競争力につながる新技術の導入や投資が円滑に行われるよう留意して検討する

- ・ 都道府県の漁場計画の策定プロセスについて、参入希望者をはじめ関係者の意見を幅広く聴取するなど透明化する。

- ・ 漁業権の利用状況、資源管理の状況、生産データ等の報告等、漁業権免許を受けた者が果たすべき責務を明確化する。

- ・ 水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし、有効活用されていない水域について、新規参入が進みややすい仕組みを検討する。

- ・ 沿岸漁場の管理は、都道府県の責務とした上で、都道府県が漁協等に委ねることができ、その際のルールを明確化することを検討する。

4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとするため、沿岸における海面利用に係る制度を、以下のとおり見直す。

(1) 養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方

① 養殖・沿岸漁業は限定された水域（漁場）を活用して営む漁業であるため、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後とも漁業権制度を維持する。

② その際、漁業の成長産業化にとって重要な養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようにする観点から、漁業権付与に至るプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図る。

③ これに加えて、都道府県が沿岸漁場管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設する。

(2) 漁場計画の策定プロセスの透明化

① 都道府県の漁場計画は漁業権付与の前提となるものであり、都道府県は、従来と同様、原則として5年または10年ごとに、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、海区ごとに漁業権（定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類）の区域等を盛り込んだ「漁場計画」を策定し、公表する。
また、必要に応じ、随時改定を行う。

② 漁場計画の策定に当たって、都道府県は、当該海区の資源管理を適切に行いつつ、当該海区の海面を最大限に活用できるよう留意する。
こうした観点から、可能な場合は、養殖のための新区画の設定も積極的に推進する。

③ また、沖合等に養殖のための新たな区画を設定することが適当と考えられる場合は、国が都道府県に指示等を行う。

④ 都道府県は、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者を始め関係者の要望を幅広く聴取するとともに、その要望に関する検討結果を公表することとし、こうした手続を法定する。

(3) 漁業権の内容の明確化等

① 漁業権の種類は、従来同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とする。

② 定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。
区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを要望する場合には、漁業者団体（漁協）に付与する。

- ③ 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体（漁協）に付与する。
- ④ 個別漁業者に付与する漁業権（個別漁業権）については、当該漁業者の経営展開等に必要範囲で、都道府県の関与の下で、抵当権の設定等を可能とする（貸付けは禁止）。
- ⑤ 漁業者団体に付与する漁業権（団体漁業権）については、漁業者団体がそのメンバーである個別漁業者間の漁場利用に係る内部調整（費用の徴収等を含む。）を漁業権行使規則に基づいて行う。漁業権行使規則は、メンバー外には及ばない。
- ⑥ 団体漁業権に関係する個別漁業者が当該団体の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に関係する地区の漁業者からなる地区部会を常設して、当該地区部会により漁業権行使規則の制定・運用を行う。
- ⑦ 団体漁業権を付与された漁業者団体は、定期的に、当該団体漁業権に関係する漁業の生産力の維持発展に向けた計画（協業化、法人化等）を策定するものとする。
- ⑧ 都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、これに代えて、都道府県が付与する際の考慮事項として次の事項を法定する。
 - ア 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先する。
 - イ それ以外の場合は、地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断する。
- ⑨ 漁業権者は、漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告することとし、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない場合には、都道府県は、改善指導・勧告・漁業権の取消しを行う。

(4) 公的な漁場管理を委ねる制度の創設

- ① 沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定した上で、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する。
- ② 漁場管理の業務を委ねられた者は、そのルールの範囲内で、業務の実施方法等を定めた漁場管理規程を策定し、都道府県の認可を受けられるものとし、業務の実施状況を都道府県に報告する。業務に関し、漁協等のメンバー以外から費用を徴収する必要がある場合は、漁場管理規程の中で、その使途・負担の積算根拠を明示することとし、また、毎年度その使途に関する収支状況を公表する。

<p>3 C 漁協については、農協とは法制上もかなり異なっていることを踏まえつつ、水産政策の改革の方向性に合わせて必要を見直しを検討する。</p>	<p>(5) 養殖業発展のための環境整備</p> <p>① 国は、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組む。</p> <p>② 技術開発については、魚類養殖経営のポトルネックとなる優良種苗・低コスト飼料等に関する技術開発・供給体制の整備を強化する。</p> <p>③ 国際競争力のある養殖を育成するため、実証試験等の支援を拡充する。</p> <p>④ 静穏水域が少ない日本において養殖適地を拡大するため、大規模静穏水域の確保に必要な事業を重点的に実施する。また、養殖場として、漁港（水域及び陸域）の有効活用を積極的に進める。</p> <p>⑤ 拡大する国際市場を見据え、H A C C P 対応型施設の整備や輸出先国に使用が認められた薬剤数の増加など、輸出を促進するための環境を整備する。</p>
<p>5 水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度の見直し</p> <p>漁協については、これまで漁協が果たしてきた役割・機能を評価しつつ、上記の水産政策の改革の方向性に合わせて、以下のとおり見直す。</p> <p>(1) 団体漁業権の主体や漁場管理の実施者としての位置付け</p> <p>① 漁協の事業として、4 (4) の漁場管理業務を行えることを法定する。</p> <p>② 団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受けることとする。</p> <p>③ 漁場管理業務に関し、漁協のメンバー以外から費用を徴収する場合は、その用途に関する収支状況を明確化するとともに、情報開示を行うこととする。</p> <p>④ 団体漁業権に係る関係する個別漁業者が漁協の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を常設し、そこで漁業権行使規則などを定められるようにする。</p> <p>⑤ 全漁連は、漁協における団体漁業権や漁場管理に係る業務の適正化を図るための事業を行うことができることとする。</p>	<p>5 水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度の見直し</p> <p>漁協については、これまで漁協が果たしてきた役割・機能を評価しつつ、上記の水産政策の改革の方向性に合わせて、以下のとおり見直す。</p> <p>(1) 団体漁業権の主体や漁場管理の実施者としての位置付け</p> <p>① 漁協の事業として、4 (4) の漁場管理業務を行えることを法定する。</p> <p>② 団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受けることとする。</p> <p>③ 漁場管理業務に関し、漁協のメンバー以外から費用を徴収する場合は、その用途に関する収支状況を明確化するとともに、情報開示を行うこととする。</p> <p>④ 団体漁業権に係る関係する個別漁業者が漁協の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を常設し、そこで漁業権行使規則などを定められるようにする。</p> <p>⑤ 全漁連は、漁協における団体漁業権や漁場管理に係る業務の適正化を図るための事業を行うことができることとする。</p>

	<p>(2) 漁協の組織・事業体制の強化</p> <p>① 漁協の目的として、漁業者の所得向上を法律に明記する。</p> <p>② 役員に販売のプロ等を入れることを法律に明記する。</p> <p>③ 信用事業を行う信漁連等に対して、全漁連監査に代えて、公認会計士監査を導入する。</p> <p>④ 漁業生産組合の株式会社への組織変更を可能とする仕組みを導入する。</p> <p>⑤ 産地市場の統合など、販売力の強化を進める上で必要な場合には、漁協の広域合併を促進する。</p>
	<p>6 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮</p> <p>以上のような漁村全体の収入が確保される取組を通じて漁村の活性化を図るとともに、国境監視、自然環境の保全、海難救助による国民の生命・財産の保全等の漁業・漁村の持つ多面的な機能が発揮されるよう、国民の理解増進を図りつつ、効果的な取組を推進する。</p>